

Information 02

学校再編に向け地域で議論

市教育委員会は、地域の実情に合わせた学校再編に向け、「登米市立小中学校等再編構想」の中で、令和5年までを統合の準備期間としている津山、東和、米山、南方の4地域で学校再編準備委員会を設置。委

員会は、小中学生・未就学児の保護者や地域の代表者などで構成されています。委員会では、統合の実施や統合校の位置などについて協議するほか、アンケート調査や校舎の現状を把握するための学校

訪問を実施。地域の意見を反映させながら、より良い教育環境になるよう議論しています。学校再編の進捗や学校再編準備委員会の開催状況などは、「学校再編だより」を発行し、お知らせしています。学校

再編だよりは、統合を進めている地域の各家庭に配布しているほか、市公式ホームページで閲覧できます。
【問い合わせ】教育委員会教育部学校再編推進室(学校再編推進係)
☎0220(34)2670



詳細は市公式ホームページをご覧ください

「To Me」8年連続全国へ




日本広報協会が主催する全国広報コンクールに、広報とめ「To Me」が、広報紙の部で県代表として推薦されることになりました。広報紙は8年連続で県代表となり、同一部門での連続推薦回数は、1995(平成7)年以降県内最多で、記録を更新し続けています。

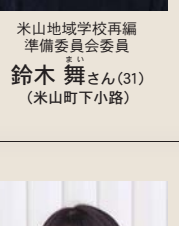
同コンクールは、2019(令和元)年中に発行された自治体広報紙を対象に実施されるもので、広報紙(市部)の部へ「広報とめ」12月号が推薦されます。12月号では創業について特集。地域一体となって、まちを盛り上げようとする活動が簡潔に表現されている「全体的に写真のメリハリが利いていて、読みやすいレイアウト」などの高い評価を受けました。

学校再編準備委員会の話し合いの状況(一部抜粋)


【津山地域】
・地域間のバランスよりも、子どもたちの利便性や安全性を重視した方がよい
・子どものことを第一に考えて進めるべき
・小学校が統合し、津山町域を単位とした小学校になるので、コミュニケーションの在り方も一緒に考えていく必要がある
【東和地域】
・さまざまな意見、要望に配慮して進めたい
・中学校の校舎を活用するという考えはないのか
・賛成、反対、分らないという意見があるが、不安だという部分はどの意見も共通ではないか。この不安を払拭できるようにしなければならない
・現状に不都合を感じていないので、もう少しの間、統合しなくてもいいのではないかと



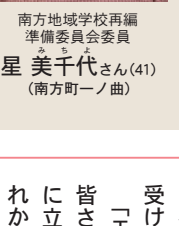
津山地域学校再編準備委員会委員長
佐々木 大輔さん(43)
(津山町横山2区)



米山地域学校再編準備委員会委員
鈴木 舞さん(31)
(米山町下小路)



津山地域学校再編準備委員会委員
鈴木 舞さん(31)
(米山町下小路)



東和地域学校再編準備委員会委員
佐藤 裕孝さん(65)
(東和町米川3区)

学校は、子どもの学びの場だけでなく、地域の中心ということも改めて感じています。保護者や地域の人たちの思いを大切に、再編について検討していきたいと思っています。

Information 03

令和元年東日本台風に伴う被災者支援情報

令和元年東日本台風(台風第19号)の被害に対する市の追加支援制度をお知らせします。各制度の対象者には、別途案内を送付しますので、詳しくは担当課まで問い合わせください。

市民税を減免

被災の状況に応じて、個人市民税を減免します。
【対象者】被災により、次のいずれかに該当する人①納税義務者が死亡、または障がい者となった②住居が半壊以上と判定

【減免割合】所得に応じて令和元年度の個人市民税の8分の1(全ての割合を減免)

【問い合わせ】総務部税務課(市民税係)
☎0220(22)2163

軽自動車税を一部返還

被災により、廃車を余儀なくされた軽自動車税の一部を返還します。

【対象者】軽自動車税の納税義務者のうち、被災した軽自動車などが、使用不能などの理由で廃車を余儀なくされた人
【返還金額】令和元年度軽自動車税の12分の5に相当する金額
【問い合わせ】総務部税務課(市民税係)
☎0220(22)2163

災害見舞金を支給

被災の状況に応じて、災害見舞金を支給します。

【対象者・支給額】被災により、次のいずれかに該当する人①死亡した場合②10万円③負傷し、治療に要する期間が1カ月以上の場合④5万円⑤住居が全壊、全焼、流失した場合⑥10万円⑦住居が大規模半壊、半壊、半焼した場合⑧5万円⑨住居が一部損壊(準半壊)、床上浸水した場合⑩2万円

【問い合わせ】福祉事務所生活福祉課(福祉総務係)
☎0220(58)5552

被災住宅の復旧経費を補助

【対象者】準半壊以上の住宅被害があった災害救助法に基づく「応急仮設住宅」「住宅の応急修理」による支援を受けたかった世帯

【補助対象経費】被災住宅の補修、解体撤去および防災上有効な改修に要する経費

【補助率】住宅の修理などに要した経費の5分の1に相当する金額▼半壊以上①上限10万円▼一部損壊(準半壊)②上限5万円

【問い合わせ】建設部営繕課(営繕係)
☎0220(34)2446

中小企業振興資金 支払利の一部を補給

中小企業振興資金の融資を受け、金融機関に支払った利子の一部を補給します。

【対象者】市が発行する被災証明書(交付を受けている中小企業)

【対象期間】融資日から3年間
【補給額】支払利子の2分の1以内(相当する金額)

【問い合わせ】産業経済部商業観光課(商業振興係)
☎0220(34)2734

Information 04

春の交通安全 市民総ぐるみ運動を展開

4月6日から15日までの10日間、全国一斉に「春の交通安全運動」が展開されます。

市は、次の5項目を運動の重点として掲げ、各地区での街頭指導など、関係機関・団体とさまざまな交通安全活動を展開します。

- ①子どもを始めとする歩行者の安全の確保
- ②高齢運転者等の安全運転の励行
- ③自転車の安全利用の推進
- ④飲酒運転の根絶
- ⑤交差点と交差点付近の交通事故防止

新入学児童に配慮した思いやり運転を

4月は、新入学児童が交通事故に遭うケースが見受けられます。自動車や自転車を運転する皆さんは、子どもに配慮した運転を心掛けてください。また、将来の登米市を担う子どもたちの見本となるよう交通ルールを守り交通マナーを実践しましょう。

飲酒運転は「犯罪」です

登米市は県内他市町村と比べても、飲酒運転による検挙数・事故件数の割合が高い地域となっています。自動車や自転車などを運転するときは、飲酒運転が引き起こす事故の重大性を十分に認識し、「飲んだら乗らない」「乗るなら飲まない」を実践しましょう。

【県飲酒運転根絶重点指定区域】迫町佐沼字中江一丁目(五丁目)

【指定期間】令和2年4月1日(令和4年3月31日)

- ①命(死亡事故に直結)
 - ②家族(家族離散)
 - ③仕事(会社から解雇)
 - ④社会的信用(マスコミ報道)
 - ⑤免許(免許取消)
 - ⑥お金(罰金や遺族補償)
- 飲酒運転 しない
させない 許さない
- 【問い合わせ】市民生活部市民生活課(市民総務係)
☎0220(58)2118